

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

【令和元年度】

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
機械戸棚一式	事務部管財課 真岡市中郷271	平成31年4月20日	島屋株式会社 宇都宮市築瀬町1784-2	1,377,000 円	予定価格が160万円をこえない財産の買入れに該当するため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項）	
低温プラズマ滅菌システム保守	事務部管財課 真岡市中郷271	令和元年5月1日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,050,000 円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
血液ガスシステム保守	事務部管財課 真岡市中郷271	令和元年6月1日	ラジオメーター株式会社 東京都品川区北品川4-7-35	1,026,000 円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
麻酔カート一式	事務部管財課 真岡市中郷271	令和元年6月25日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,726,704 円	希望の仕様、納品日等の条件を提供できる業者が他になかったため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

【令和元年度】

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
リハビリ室（作業療法用）システムバス・キッチン取付工事	事務部管財課 真岡市中郷271	令和1年7月31日	株式会社扶桑 真岡市寺内1716	1,182,600 円	予定価格が250万円をこえない工事又は製造に該当するため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項）	
駐車場車止め（バリカー）設置工事	事務部管財課 真岡市中郷271	令和1年5月30日	増山工業株式会社 真岡市西郷2235	1,242,000 円	予定価格が250万円をこえない工事又は製造に該当するため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項）	
医療情報システム改修（新元号対応）	事務部診療支援課 真岡市中郷271	令和元年5月30日	日本電気株式会社 宇都宮支店 宇都宮市大通り1-4-24	1,620,000 円	契約業者は、当該システムの開発業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
内視鏡装置保守	事務部管財課 真岡市中郷271	令和元年8月1日	オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社 宇都宮市元今泉6-10-11	2,089,600 円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

【令和元年度】

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
ネーザルハイフローシステム一式	事務部管財課 真岡市中郷271	令和元年9月20日	株式会社ホステック 東京都文京区本郷3-4-12	1,425,600 円	予定価格が160万円をこえない財産の買入れに該当するため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項）	
X線血管撮影装置保守	事務部管財課 真岡市中郷271	令和2年1月1日	株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37	9,450,000 円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
東側職員駐車場照明設置工事	事務部管財課 真岡市中郷271	令和2年1月8日	栄電気工事 真岡市南高岡1001-2	1,069,200 円	予定価格が250万円をこえない工事又は製造に該当するため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項）	
所見レポートシステム改修（JED対応）	事務部診療支援課 真岡市中郷271	令和2年1月14日	富士フィルム医療ソリューションズ株式会社 東京都杉並区荻窪4-30-16	1,265,000 円	契約業者は、当該システムの開発業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

【令和元年度】

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
コンベックスプローブ	事務部管財課 真岡市中郷271	令和2年2月10日	株式会社栗原医療器械店 宇都宮市岩曾町1307-3	1,265,000 円	予定価格が160万円をこえない財産の 買い入れに該当するため。（日本赤十字 社会計規則施行細則第35条第2項）	
経腔用プローブ	事務部管財課 真岡市中郷271	令和2年2月27日	株式会社栗原医療器械店 宇都宮市岩曾町1307-3	1,375,000 円	予定価格が160万円をこえない財産の 買い入れに該当するため。（日本赤十字 社会計規則施行細則第35条第2項）	
ニューモクリア導入 セット	事務部管財課 真岡市中郷271	令和2年3月25日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,430,000 円	予定価格が160万円をこえない財産の 買い入れに該当するため。（日本赤十字 社会計規則施行細則第35条第2項）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。